（電子情報処理組織による内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告の特例に関する経過措置）

第四条　平成三十二年四月一日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する事業年度において改正法第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第七十五条の三第二項（電子情報処理組織による申告）に規定する特定法人に該当するものは、当該事業年度開始の日以後一月以内に改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条の三の二第一項（電子情報処理組織による申告）の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項（事前届出）の届出を行わなければならない。

（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）

第五条　改正令附則第十八条第一項（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令第百五十五条の六第一項第二号（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出又は届出を行う場合における新規則第三十七条第一項及び第二項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定の適用については、同条第一項中「繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項）」とあるのは「繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項）並びに法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）附則第二条（返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行規則（次項において「旧効力規則」という。）第二十五条の七第一号（返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項）及び第二十五条の八第一号（適格分割等により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）と、同条第二項中「に規定する区分」とあるのは「及び旧効力規則第二十五条の七第二号に規定する区分」とする。

（連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第六条　改正令附則第十九条第五項（連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出を行う場合には、当該書類に記載すべき事項のうち附則第三条第一号（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）に規定する名称、納税地及び法人番号並びに氏名は、当該連結親法人及び当該各連結法人の名称、納税地及び法人番号（連結子法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名とする。

（電子情報処理組織による連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告の特例に関する経過措置）

第七条　平成三十二年四月一日前に設立された連結親法人で同日以後最初に開始する連結事業年度において新法第八十一条の二十四の二第二項（電子情報処理組織による申告）に規定する特定法人に該当するものは、当該連結事業年度開始の日以後一月以内に新規則第三十七条の十五の二第一項（電子情報処理組織による申告）の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項（事前届出）の届出を行わなければならない。

○財務省令第十四号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の二第一項及び第五項の規定に基づき、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告）

第八条　法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。

2　前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の届出は、内国法人（法第三条第三項において準用する法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなった日から一月以内（当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から二月以内）に行わなければならない。

一　新たに設立された次に掲げる法人　その設立の日

イ　その設立の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人（公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号及び第三号において同じ。）を除く。）

ロ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社

ハ　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

ニ　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

二　新たに収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。次号において同じ。）を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人　その開始した日

三　公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が一億円を超える場合における当該協同組合等　その該当することとなった日

3　法第十九条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一　申告書記載事項　法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法

二　添付書類記載事項　次に掲げる方法

イ　法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法

ロ　当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第五号に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4　法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5　法第十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号に規定する電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。